

令和 8 年度水質検査計画

石狩市水道事業 厚田地区・浜益地区給水区域

『水質検査計画とは』

水質検査は、水道水の水質管理において基本となるもので、水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠なものです。

水質検査計画とは、この水質検査を、「どこの採水地点」、「どのような項目」、「どれだけの頻度」で行うかなどをまとめて表したもので、水質検査の効果的・合理的な実施を実現します。

また、この計画や計画に基づいて行った水質検査結果を需要者の皆様に公表することで、水質検査の適正性を確認することができ、水道事業の透明性の確保につながります。

本市では、需要者の皆様に安心して水道水を利用して頂けるよう、水質検査計画を策定し、公表いたします。

目 次

1.	基本方針	1
2.	水道事業の概要(厚田地区・浜益地区)	1
3.	水道の原水及び水道水の状況	3
4.	検査地点(採水)	4
5.	水質検査項目及び検査頻度	5
6.	臨時水質検査	12
7.	試料採水及び運搬方法	12
8.	委託した検査の実施状況の確認方法	12
9.	水質検査方法及び委託内容	13
10.	水質検査計画及び水質検査結果の公表	13
11.	関係機関との連携	14
12.	令和7年度計画との比較	14
13.	水質基準項目等の見直し	14
14.	その他	15

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全で良質であることを確認するために、以下の方針で水質検査を実施します。

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、水源について実施します。
- (2) 検査項目は、水道法で定められている「水質基準項目」と水質管理上留意すべきとされ、検査計画に位置付けることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」について実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法等に基づき、過去の検査結果を十分考慮し、水道水の安全性の確保を最優先に考えて、浄水場系統別にその特徴に応じた項目を定めて実施します。
- (4) 水源に汚染等が起こらないよう監視を行います。

2. 水道事業の概要（厚田地区・浜益地区）

(1) 給水状況

給水状況は、表1の通りです。

表1 給水状況

区 分	内 容
事 業 体 の 名 称	石狩市水道事業（厚田地区・浜益地区）
給 水 区 域	厚田地区（厚田小谷、厚田押琴、及び厚田嶺泊並びに厚田、厚田別狩、厚田古潭、厚田望来、厚田聚富、厚田虹が原、厚田安瀬及び厚田濃昼の一部）及び浜益地区（浜益、浜益川下、浜益柏木、浜益毘砂別、浜益群別、浜益幌、浜益実田、浜益御料地及び浜益濃昼の一部）
計画給水区域面積	91.87 k m ²
給水人口（令和6年度末）	2,105 人
給水戸数（令和6年度末）	1,318 戸
普及率（令和6年度末）	98.59 %
一日最大給水量（令和6年度）	1,942 m ³ /日
一日平均給水量（令和6年度）	1,348 m ³ /日

(2) 水道施設の概要

石狩市（厚田地区・浜益地区）には浄水場が4ヶ所あります。（表2参照）

表2 水道施設の概要

浄水場名	厚田浄水場	濃昼浄水場
通水年度	昭和37年3月	昭和51年4月
水源	幌内川水系幌内川（表流水）	濃昼川支流小川（表流水）
水利権（m ³ /日）	1,980m ³ /日	79 m ³ /日
給水能力（m ³ /日）	1,800 m ³ /日	72 m ³ /日
給水区域	厚田地区のうち厚田小谷・厚田押琴・厚田嶺泊・厚田・厚田別狩・厚田古潭・厚田望来・厚田聚富及び厚田安瀬の一部	厚田濃昼・浜益濃昼
主な浄水処理方法	薬品凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬品 凝集剤 アルカリ剤 消毒剤	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

浄水場名	実田浄水場	浜益浄水場
通水年度	平成12年4月	昭和39年4月
水源	滝の沢川（表流水）	群別川（表流水）
水利権（m ³ /日）	188 m ³ /日	1,540m ³ /日
給水能力（m ³ /日）	171 m ³ /日	879 m ³ /日
給水区域	浜益地区のうち 浜益実田・浜益御料地	浜益地区のうち 浜益・浜益川下・浜益柏木・ 浜益群別・浜益幌・浜益毘砂別
主な浄水処理方法	薬品凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬品 凝集剤 アルカリ剤 消毒剤	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

①河川流域

取水上流部は、暑寒別天売焼尻国定公園内や国有林内にあり、人的な要因による汚染の心配は少ないが、上流域に生息する動物(鹿、キツネ等)による糞尿やその死骸の流入による汚染、及び降雨・融雪等による濁水が心配される。

②原水水質で留意すべき状況

表 3

浄水場名	厚田浄水場 濃昼浄水場 実田浄水場 浜益浄水場
原水の汚染要因	降雨、融雪等による濁水の発生
水質管理上注意すべき項目	一般細菌 大腸菌 色度 濁度
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	・塩素酸・臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有） ・アルミニウム及びその化合物（使用する凝集剤に含有） （厚田浄水場系統・実田浄水場系統）

(2) 水道水の状況

水道水は、浄水場で原水の状況に応じた適切な浄水処理をおこなっているため、水質基準にすべて適合しています。また、給水末端部（表4-1～4）でも水質検査を行っており、需要者の皆様が安心できる安全で良質な水をお届けしています。

4. 検査地点（採水）

表 4-1 石狩市厚田浄水場系統

浄水（給水栓水）	
採水地点	石狩市厚田聚富 7-2 地先 排泥弁（図 1）
選定理由	給水区域末端地域に位置し、水質把握の代表的な場所であることから
原水（水道水源）	
採水地点	石狩市厚田別狩 770 番地 1 厚田浄水場内着水井
選定理由	水質把握の代表的な場所であることから

表 4-2 石狩市濃昼浄水場系統

浄水（給水栓水）	
採水地点	石狩市浜益濃昼 25-15 地先（図 3）
選定理由	給水区域があまり広くなく、水道水質把握の代表的な場所であることから
原水（水道水源）	
採水地点	石狩市浜益濃昼 21 番地 24 濃昼浄水場内着水井
選定理由	水質把握の代表的な場所であることから

表 4-3 石狩市実田浄水場系統

浄水（給水栓水）	
採水地点	石狩市浜益実田 94-20 地先（図 4）
選定理由	給水区域があまり広くなく、水道水質把握の代表的な場所であることから
原水（水道水源）	
採水地点	石狩市浜益御料地国有林 557 林班 実田浄水場内着水井
選定理由	水質把握の代表的な場所であることから

表 4-4 石狩市浜益浄水場系統

浄水（給水栓水）	
採水地点	石狩市浜益毘砂別 167-6 地先 排泥弁（図 2）
選定理由	給水区域末端地域に位置し、水質把握の代表的な場所であることから
原水（水道水源）	
採水地点	石狩市浜益群別 646 番地 6 浜益浄水場内着水井
選定理由	水質把握の代表的な場所であることから

5. 水質検査項目及び検査頻度

石狩市上水道（厚田浄水場系統）

(1) 浄水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目（52項目）の水質検査を実施します。なお、表6 法令に基づく水質検査表（2）の1日1回以上行う検査についても検査を実施します。

②検査頻度

検査頻度については、水道法施行規則第15条第1項の3により決定しました。

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため52項目すべての検査を年1回実施します。

イ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基1, 2, 39, 47～52の検査を毎月（1回はアに含む）実施します。

ウ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基10, 20, 22～32（消毒副生成物検査）、基35の検査を年4回（1回はアに含む）実施します。

エ より安全な水を供給するため、基準項目に加え、原水が表流水であることを考慮し、表7 法令に基づく水質検査表（3）のうち、目1, 2, 3, 9, 13, 14, 19, 20, 22, 23, 27, 28の検査を年1回実施します。

オ 表6 法令に基づく水質検査表（2）の色、濁り、消毒の残留塩素効果の検査を1日1回実施します。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物、基22～32, 49を除く40項目の水質検査を実施します。

②検査頻度

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目（基22～32, 49を除く）40項目を年1回実施します。

イ クリプトスポリジウム等の検査を年4回実施します。

ウ クリプトスポリジウム指標菌の検査を年12回実施します。

石狩市上水道（濃昼浄水場系統）

（1）浄水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目（52項目）の水質検査を行います。なお、表6 法令に基づく水質検査表（2）の1日1回以上行う検査についても検査を実施します。

②検査頻度

検査頻度については、水道法施行規則第15条第1項の3により決定しました。

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため52項目すべての検査を年1回実施します。

イ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基1, 2, 39, 47～52の検査を毎月（1回はアに含む）実施します。

ウ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基10, 20, 22～32（消毒副生成物検査）、基41の検査を年4回（1回はアに含む）実施します。

エ より安全な水を供給するため、基準項目に加え、原水が表流水であることを考慮し、表7 法令に基づく水質検査表（3）のうち、目1, 2, 3, 9, 13, 14, 19, 20, 22, 23, 27, 28の検査を年1回実施します。

オ 表6 法令に基づく水質検査表（2）の色、濁り、消毒の残留塩素効果の検査を1日1回実施します。

（2）原水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物、基22～32, 49を除く40項目の水質検査を実施します。

②検査頻度

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目（基22～32, 49を除く）40項目を年1回実施します。

イ クリプトスポリジウム等の検査を年1回実施します。

ウ クリプトスポリジウム指標菌の検査を年12回実施します。

石狩市上水道（実田浄水場系統）

（1）浄水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目（52項目）の水質検査を実施します。なお、表6 法令に基づく水質検査表（2）の1日1回以上行う検査についても検査を実施します。

②検査頻度

検査頻度については、水道法施行規則第15条第1項の3により決定しました。

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため52項目すべての検査を年1回実施します。

イ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基1, 2, 39, 47～52の検査を毎月（1回はアに含む）実施します。

ウ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基10, 20, 22～32（消毒副生成物検査）の検査を年4回（1回はアに含む）実施します。

エ より安全な水を供給するため、基準項目に加え、原水が表流水であることを考慮し、表7 法令に基づく水質検査表（3）のうち、目1, 2, 3, 9, 13, 14, 19, 20, 22, 23, 27, 28の検査を年1回実施します。

オ 表6 法令に基づく水質検査表（2）の色、濁り、消毒の残留塩素効果の検査を1日1回実施します。

（2）原水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物、基22～32, 49を除く40項目の水質検査を実施します。

②検査頻度

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目（基22～32, 49を除く）40項目を年1回実施します。

イ クリプトスポリジウム等の検査を年4回実施します。

ウ クリプトスポリジウム指標菌の検査を年12回実施します。

石狩市上水道（浜益浄水場系統）

（1）浄水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目（52項目）の水質検査を行います。なお、表6 法令に基づく水質検査表（2）の1日1回以上行う検査についても検査を行います。

②検査頻度

検査頻度については、水道法施行規則第15条第1項の3により決定しました。

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため52項目すべての検査を年1回行います。

イ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基1, 2, 39, 47～52の検査を毎月（1回はアに含む）行います。

ウ 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目、基10, 20, 22～32（消毒副生成物検査）、の検査を年4回（1回はアに含む）行います。

エ より安全な水を供給するため、基準項目に加え、原水が表流水であることを考慮し、表7 法令に基づく水質検査表（3）のうち、目1, 2, 3, 9, 13, 14, 19, 20, 22, 23, 27, 28の検査を年1回行います。

オ 表6 法令に基づく水質検査表（2）の色、濁り、消毒の残留塩素効果の検査を1日1回行います。

（2）原水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表5 法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物、基22～32, 49を除く40項目の水質検査を行います。

②検査頻度

ア 表5 法令に基づく水質検査表（1）の項目（基22～32, 49を除く）40項目を年1回行います。

イ クリプトスポリジウム等の検査を年1回行います。

ウ クリプトスポリジウム指標菌の検査を年12回行います。

表5 法令に基づく水質検査表（1）水質基準項目

区分	項目の分類	番号	水質基準項目	基準値 (mg/L)	法令で定める頻度 (基本頻度)	法令に基づく 検査回数への減
健康 に 関 す る 項 目	病原性微生物の指 標	基 1	一般細菌	100 個/ml	1 回/月	不可
		基 2	大腸菌	不検出		
	重金属	基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	1 回/3 月	一定要件を満た す場合は年 1 回 以上又は 3 年に 1 回以上に減じ ることができる 注 1)
		基 4	水銀及びその化合物	0.0005		
		基 5	セレン及びその化合物	0.01		
		基 6	鉛及びその化合物	0.01		
		基 7	ヒ素及びその化合物	0.01		
		基 8	六価クロム化合物【R2 基準値変更】	0.02		
	無機物質	基 9	亜硝酸態窒素【H26 新基準】	0.04	1 回/3 月	不可
	無機物質・消毒副生 成物	基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		
	無機物質	基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1 回/3 月	一定要件を満た す場合は年 1 回 以上又は 3 年に 1 回以上に減じ ることができる 注 1)
		基 12	フッ素及びその化合物	0.8		
		基 13	ホウ素及びその化合物	1.0		
	一般有機化学物質	基 14	四塩化炭素	0.002	1 回/3 月	一定要件を満た す場合は年 1 回 以上又は 3 年に 1 回以上に減じ ることができる 注 1)
		基 15	1,4-ジオキサン	0.05		
		基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		
		基 17	ジクロロメタン	0.02		
		基 18	テトラクロロエチレン	0.01		
		基 19	トリクロロエチレン	0.01		
		基 20	ペルフルオロオクタンスルホン 酸(PFOS)及びペルフルオロオク タン酸(PFOA)【R8 新基準】	0.00005		
		基 21	ベンゼン	0.01		
	消毒副生成物	基 22	塩素酸	0.6	1 回/3 月	不可
		基 23	クロロ酢酸	0.02		
		基 24	クロロホルム	0.06		
		基 25	ジクロロ酢酸【H27 基準値変更】	0.03		
		基 26	ジブロモクロロメタン	0.1		
		基 27	臭素酸	0.01		
		基 28	総トリハロメタン	0.1		
		基 29	トリクロロ酢酸【H27 基準値変更】	0.03		
		基 30	ブロモジクロロメタン	0.03		
		基 31	ブロモホルム	0.09		
		基 32	ホルムアルデヒド	0.08		

性状に関する項目	重金属 (色)	基 33	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3月	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる注1)
		基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2		
		基 35	鉄及びその化合物	0.3		
		基 36	銅及びその化合物	1.0		
	無機物質 (味覚)	基 37	ナトリウム及びその化合物	200		
	重金属 (色・味覚)	基 38	マンガン及びその化合物	0.05	1回/月	注2)
	その他 (味覚)	基 39	塩化物イオン	200		
		基 40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300		
		基 41	蒸発残留物	500		
	有機物 (発泡)	基 42	陰イオン界面活性剤	0.2	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可
	有機物 (臭気)	基 43	ジェオスミン	0.00001		
		基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001		
	有機物 (発泡)	基 45	非イオン界面活性剤	0.02	1回/3月	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる注1)
	有機物 (臭気)	基 46	フェノール類	0.005		
	その他 (味覚)	基 47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3		
	基本的性状	基 48	pH 値	5.8~8.6	1回/月	注2)
		基 49	味	異常でない		
基 50		臭気	異常でない			
基 51		色度	5			
基 52		濁度	2			
毎 1		毎 1	色	1回/日	不可	
毎 2		毎 2	濁り			
毎 3		毎 3	消毒の残留効果			

注1) 過去3ヶ年の検査結果が基準値の1/10以下で原水の大きな変動のおそれが少ないと認められる場合は、3年に1回、

1/5以下の場合は年1回。

注2) 自動連続測定・記録の場合は、3月に1回以上。

表6 法令に基づく水質検査表(2) 1日1回以上行う検査

項目	1日1回以上行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

表7 法令に基づく水質検査表（3）管理目標設定項目

番号	水質管理目標設定項目		目標値 (mg/L) (P: 暫定)
目 1	重金属・無機物	アンチモン及びその化合物	0.02
目 2		ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002P
目 3		ニッケル及びその化合物	0.02
目 4		亜硝酸態窒素 (H26 基準項目へ変更)	-
目 5	有機化学物質	1,2-ジクロロエタン	0.004
目 6		欠番	-
目 7		欠番	-
目 8		トルエン	0.4
目 9		フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) H27 目標値変更	0.08
目 10	代替消毒剤	亜塩素酸	0.6
目 11		欠番	-
目 12		二酸化塩素	0.6
目 13	消毒副生成物	ジクロロアセトニトリル	0.01 P
目 14		抱水クロラール	0.02 P
目 15	農薬	農薬類 (除草剤、殺虫剤及び殺菌剤) 注1)	1 注2)
目 16	臭気	残留塩素	1
目 17	味覚	硬度 (Ca, Mg 等)	10-100
目 18	色	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01
目 19	味覚・臭気	遊離炭酸	20
目 20		1,1,1-トリクロロエタン	0.3
目 21		メチル-tert-ブチルエーテル	0.02
目 22		有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3
目 23		臭気強度 (TON)	3TON
目 24		蒸発残留物	30-200
目 25	濁り	濁度	1 度
目 26	腐食	pH 値	7.5
目 27		腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
目 28	病原性微生物の指標	従属栄養細菌	1m l の検水で形成される集落数が2,000 以下 (暫定)
目 29	有機化学物質	1,1-ジクロロエチレン	0.1
目 30	色	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1

注1) 農薬類の項目は、115 種類の項目があり、地域での使用状況によって必要により検査する項目をリストアップします。

注2) 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はない。

6. 臨時水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準が満たせない恐れがある時に、直ちに適切な処置をとるとともに、安全を確認するために必要な項目を行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 水源水質が著しく悪化したとき。
- (3) 定期検査等により水質異常があったとき。
- (4) 浄水処理工程に異常が発見されたとき。
- (5) 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (6) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- (7) その他、必要と認められたとき。

7. 試料採水及び運搬方法

- (1) 試料容器の準備
 - ①受託者は、検査に必要な採水容器を用意する。
 - ②採水容器の洗浄については、受託者の責任において十分に行う。
- (2) 採水方法等
 - ①受託者の検査員が採水を行い、受託者の試料取扱標準作業書のとおり行う。
 - ②採水時に異常が認められた場合は、直ちに依頼者にその内容を報告する。
- (3) 運搬方法
採水が終了した後、アイスボックスで氷冷し、受託者が車で検査室まで運搬する。
- (4) 試料採水状況の確認
試料採水状況の確認は、依頼者が立会して行うか、写真の提出を求め確認する。

8. 委託した検査の実施状況の確認方法

- (1) 内部精度管理、外部精度管理の実施状況の確認
- (2) 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を電磁媒体で提出を求め確認する。

9. 水質検査方法及び委託内容

石狩市水道事業（厚田地区・浜益地区）では、平成 22 年度より浄配水場等の施設において水道法に基づく第三者委託を実施しています。第三者委託では、水道施設の維持管理の実績がある、技術力の優れた企業と契約しており、毎日 1 回行う検査及び浄水処理工程の確認のために行う検査などは、この第三者委託の受託者が水道施設課との取り決めに従って行います。

また、水質基準項目、水質管理目標設定項目等の検査については、第三者委託の業務に含まれますが、水道法に従い、国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関（水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく機関）で行います。

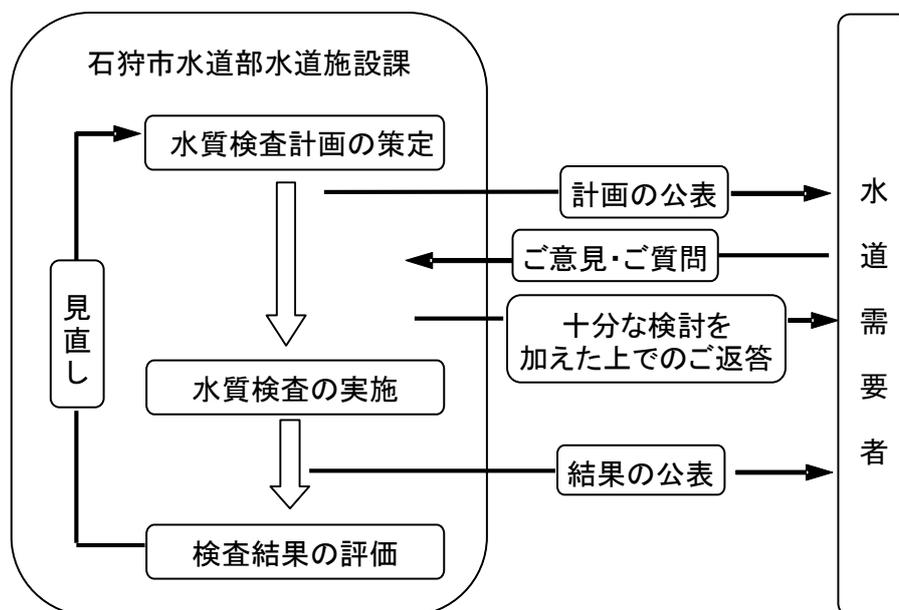
ただし、その決定にあたっては、国土交通大臣及び環境大臣の登録機関であっても、水道水検査の実績・信頼性の保証・検査精度管理の状況・臨時水質検査の体制などを十分考慮した上で行うこととしています。

10. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画とこれに基づいて実施した水質検査の結果は、石狩市役所情報公開コーナー及び各支所に備えるとともに、ホームページで公表します。

また、市民の皆様からいただいたご意見、ご質問は、十分な検討を加えてお答え致します。

『水道検査計画策定の概念図』



1 1. 関係機関との連携

水質汚染事故が発生した場合には、素早く適切な措置が講じられるように第三者委託受託者及び水質検査委託機関との連携に努めるとともに、速やかに北海道江別保健所、北海道環境生活部環境保全局環境政策課に通報し、必要な助言を受けます。

北海道の関係部局、本市の関係部局と連絡調整、情報収集を図り、水質管理に万全を期します。

1 2. 令和7年度計画との比較

令和7年度の水質検査結果は、令和8年2月時点で、浄水・原水ともに1年を通じ良好な結果となっています。

令和8年度水質検査計画は、令和4年度から令和6年度までの過去3ヵ年の水質検査結果をもとに作成し、計画策定時までに行った令和7年度の水質検査結果も参考に検査頻度、内容を決定します。

原水では、過去3ヵ年の水質変動と同様に令和7年度についても水質の変化が少なく良好であり、水源の環境に特別な変化がないと判断できます。

したがって、令和8年度においても令和7年度同様に法令に基づき水質検査を行っていきます。

浄水では、令和2年4月に六価クロム化合物の水質基準が強化されましたが、直近過去3ヵ年の検査結果が良好であったことから、令和8年度については、令和7年度と同様に、六価クロム化合物の検査頻度を年1回とします。

また、令和8年4月より、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が、水質管理目標設定項目から水質基準項目へ変更となりました。

その他の項目については直近の3ヵ年ともすべての項目で水質基準を満たし、過去数年の検査結果と比較してもほとんど変化がなく安定していることから令和7年度とおおむね同様の検査内容、頻度で水質検査を行います。

1 3. 水質基準項目等の見直し

環境省では、水道水の水質基準について新たな知見が得られたり、必要性があると判断したりした場合に逐次、水質基準を改正していくとしており、平成26年度には亜硝酸態窒素が追加となり51項目となりました。

平成27年度からはジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が、令和2年度には六価クロム化合物の基準値が見直されました。

また、令和8年度の法令に基づく水質基準項目に、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が追加となり52項目となりました。

今後も水質基準に変更が生じた場合はその都度、水質検査の項目、頻度、その必要性や妥当性を十分に検証して水質検査を実施していきます。

14. その他

石狩市水道事業では、以下の点に留意して水道水の水質検査を実施していきます。

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性確保につとめます。
- (3) 水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し、早期の復旧につとめます。

図 1 厚田浄水場系統採水場所位置図



図 2 浜益浄水場系統採水場所位置図



図 3 濃屋浄水場系統採水場所位置図

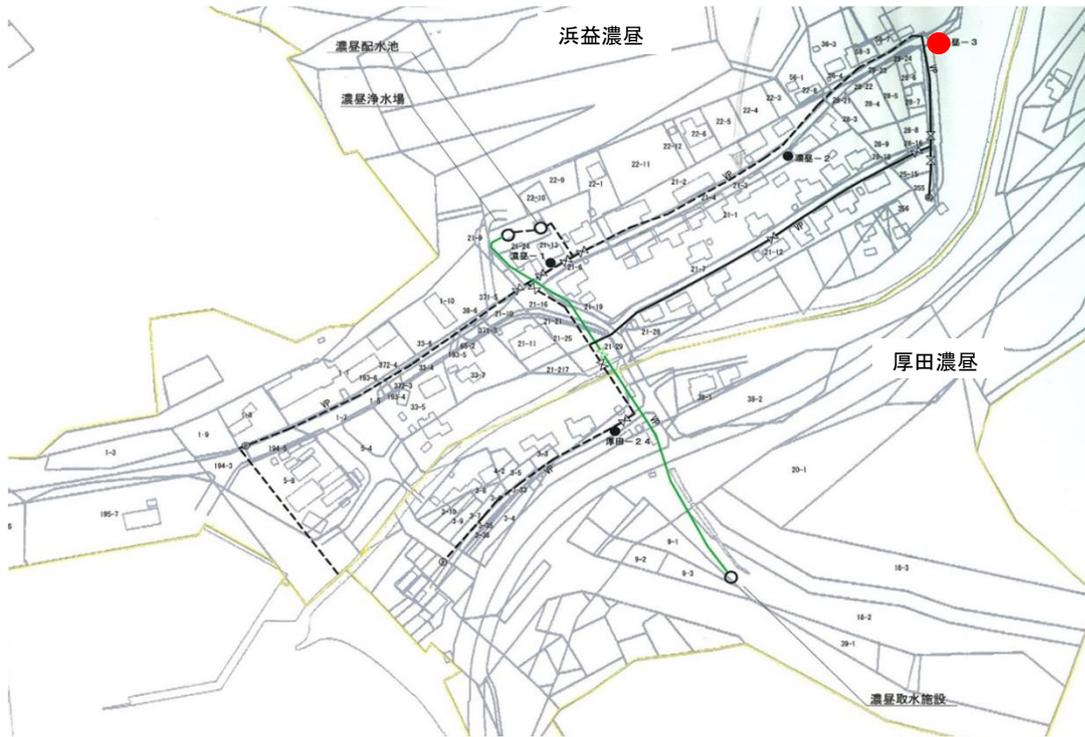


図 4 実田浄水場系統採水場所位置図

